

児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく一部支給停止措置 及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について

本年4月から実施されております児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務につきましては、種々ご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

8月定時支払い分については、既に所要の支払い事務を進められているところと思いますが、今後ともこれまでに通知等でお示ししている事項について適切な対応をお願いいたします。特に下記についてご留意をいただくとともに、管内市町村に対しても周知徹底をお願いします。

なお、本年8月定時支払い分に関し、一部支給停止措置の対象となった件数等について今後状況把握を行う予定ですので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 一部支給停止措置が適用された受給資格者に対する対応について

一部支給停止措置適用後、当該受給資格者から一部支給停止した期間に係る求職活動等を証明する関係書類の提出があった場合には、速やかに該当月について一部支給停止措置の決定を取り消し、当該定時支払月に支払うべきであった支給額との差額を随時支払うこと。

2. 連絡が取れない受給資格者への対応について

平成20年3月31日雇児福発第0331001号家庭福祉課長通知Iの4の(3)により、当該受給資格者の状況把握に努めることとし、必要な支援等を行わないまま、提出期限が到来したことのみに基づいて一部支給停止措置の適用は行わないこととしているところである。したがって、今後提出期限が来る受給資格者に対しても連絡は郵送のみではなく、電話等による連絡や母子自立支援員等の協力を得るなどにより本人との連絡にご尽力いただき、必要な指導等を行うこと。

この点に関し、8月の現況届を制度の事前周知の機会として十分に活用すること。

雇児福発第0801001号
平成20年8月1日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

児童扶養手当一部支給停止措置適用除外に係る事務について

児童扶養手当法に基づく一部支給停止措置適用除外に係る事務については、種々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

同事務に関しては、適用除外事由に該当する受給資格者が手続未了等により一部支給停止となることがないように、関係書類の提出も来庁もなく、連絡が取れない受給資格者については、郵送による連絡のみではなく、電話等による連絡や母子自立支援員等の協力を得るなど、本人との連絡にご尽力いただくよう、これまでをお願いしているところです。

8月の定時払までの日数もわずかとなりましたが、未だ連絡が取れていない受給資格者がいる場合、当該受給資格者の中には、手続について認識していない方がいることが懸念されています。適用除外事由に該当しているにもかかわらず、手続を認識していないために一部支給停止となる方が、生じることのないよう、最後まで、ご尽力をいただくようお願いいたします。

具体的には、電話等による連絡等のほか、母子自立支援員や生活保護のケースワーカーなど関係部署とも連携を図りながら、受給資格者の自宅を訪問する等あらゆる手段を尽くして、本人との連絡を取り、手続についての支援を徹底するよう、最大限のご尽力をお願いいたします。

その上で、本人との連絡が取れ、一部支給停止措置適用除外事由に該当すると認められた場合には、一部支給停止とならないよう適切な事務処理をお願いいたします。本人との連絡が取れ、一部支給停止適用除外事由に該当することが認められた時点で、8月の定時払の振込等に係る事務処理が終了していた場合でも、速やかに随時払で対応することやその支給時期について、受給資格者が理解しやすいように丁寧に説明するなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を徹底するようお願いいたします。

以上、特段の御配意をお願いするとともに、都道府県においては、管内市（指定都市、中核市及び特別区を含む。）町村に速やかに周知方をお願いいたします。